

広島県告示第四百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第六項並びに第八条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十七年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成十九年広島県告示第三百三十七号		
所在地	広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内、安佐南区相田六丁目		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然発生の原因	土砂災害の自然発生の原因
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然発生の原因	土砂災害の自然発生の原因
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊